特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛川町は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

愛川町長

公表日

令和4年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険に関する事務				
②事務の概要	愛川町長は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担割合証の作成 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 番号法の別表第二に基づいて、愛川町長は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。				
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール 方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)				

2. 特定個人情報ファイル名

介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項
法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条
	3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条及び 第9条

4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、109、117の項):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の項)(別表第二省令における情報提供の根拠):第2条第5号ハ、第3条第1号、第5号ハ、第6条第1号、第4号4口、第19条第1号3、第2号、第3号、第4号、第5号、第25条第3号ハ、第30条第8号、第32条第1号ハ、第2号ハ、第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第44条第1号3、第2号、第3号、第4号、第5号、第47条第1号、第6号二、第8号口、第9号口(別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施に関する事の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項)(別表第二省令における情報提供の根拠):第46条、第47条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条及び第9条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	民生部 高齢介護課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	愛川町役場 民生部 高齢介護課 介護保険班 郵便番号243-0392 住所: 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話: 046-285-6938 ファクス: 046-286-5021 E-mail: kourei-kaigo@town.aikawa.kanagawa.jp				
8. 特定個人情報ファイル(連絡先	の取扱いに関する問合せ 愛川町役場 総務部 行政推進課 情報統計班 郵便番号243-0392 住所: 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話: 046-285-6925 ファクス: 046-286-5021 E-mail: gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和4年10月31日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和4年10月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(ヤ	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・3	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇]内	部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	各発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行ってし	い る]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

変更箇所

変更固定	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	全般		様式改正に伴う全面見直し	事後	様式改正に伴う見直しのため
令和4年10月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一名令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第50条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) - 番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)列表第一省令第15号) - 別表第一省令第15段 - 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条及び第9条	事前	
令和4年10月31日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一個(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二個(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二個(事務)に小茂保険絵による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項):第一個(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二個(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の機収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)	(別表第二における情報照会の根拠) :第一個(情報照会がが「市市村長」の項のう 5、第二個(情報照会がが「市市村長」の項のう 5、第二個(事務)に「介護保険法による保険給 付の支給又は地域支援事業の実施に関する事 形であって主務省令で定めるものが含まれる 項(93の項) :第一個(情報照会者)が「市市村長」の項のう ち、第二個(特報照会者)が「市市村長」の項のう ち、第二個(事務)に「介護保険法による保険 付の支給、地域支援事業の実施工保険料の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の」が含まれる項(94の項) 、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律第2 条及び第9条 、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律施行 規則第2条第31項	事前	
令和4年10月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の係数か 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月24日	令和4年10月31日	事前	時点修正
		l .	l .	1	L